

第71回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和7年12月17日（水）午前10時00分～午前11時40分

場 所 大磯町本庁舎4階第1会議室

出席者 委員) 大田委員（会長）、二宮委員（副会長）、平塚委員、古川委員、高橋委員、小林委員、石井委員、富沢委員 以上8名
事務局) 小瀬村都市建設部長、露木河川・下水道課長、杉山係長、奥津主任主事
傍聴者) 0名

- 都市建設部長あいさつ
- 会長あいさつ
- 変更委員紹介
- 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第6条第2項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「経営戦略改訂の進捗状況報告について」、(2)「公共下水道使用料の改定について」でございます。

なお、審議会につきましては、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、大田会長、審議会の公開についての確認と会議の進行について、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、まず、議事に入ります前に、会議の公開について、委員の皆様のご意見をお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「経営戦略改訂の進捗状況報告について」と、「公共下水道使用料の改定について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に、伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

いらっしゃいません。

議 長

傍聴人がいないということなので、引き続き、議事に入らせていただきます。議事に入るあたりに、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議長

それでは、本日の議事であります（1）「経営戦略改訂の進捗状況報告について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、資料に従いまして、議事（1）「経営戦略改訂の進捗状況報告について」ご説明いたします。

まず、経営戦略とは、町の最上位計画である「第5次総合計画」を反映し、下水道の各種関係計画と整合を図りながら、町の下水道事業の中長期的な経営の基本計画として、位置付けられているものです。

経営戦略は、平成26年に総務省から策定に関する要請が出されているほか、平成28年度には、令和2年度までに、経営戦略の策定率を100%とすること、という旨の通知が出されました。

これを受け、町では令和2年度末である、令和3年3月に経営戦略を策定いたしました。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

経営戦略は、5年に1度の見直しが求められているのですが、これに加えて令和4年1月の総務省通知によって、令和7年度末までに、すべての経営戦略について見直しを実施すること、とされました。町でも、策定から5年目となっている令和7年度中に、経営戦略の見直しを行うことが求められており、現在、作業を進めているところです。

続いて、経営戦略の見直しにあたってのポイントについてご説明しますが、まず、当初の経営戦略策定にあたって前置きとなるお話をさせていただきます。

町で初めて経営戦略を策定したのは、令和2年度末の令和3年3月ということを申し上げましたが、令和2年度というのは、下水道事業会計が公営企業会計に移行した年度でもありました。そのため、経営戦略の策定作業を行っていた当時、使用することができた各種数値は、公営企業会計適用前の官庁会計時代のものとなっており、消費税の処理方法や、資本費の捉え方など、現在の公営企業会計の考え方とは異なるものを元に算出せざるを得ない状況がございました。

現在、経営戦略の見直しをするにあたって、策定当初に使用していた数値は比較検討が難しく、今回の改訂で、改めて公営企業会計方式の考え方で、経営戦略の見直しを立てることが求められています。

今回の見直しでは、令和8年3月に策定予定で、計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする予定です。また、今後も5年に1度の見直しを行うこととなります。

続いて、具体的な見直しのポイントについてご説明いたします。

総務省では、すべての経営戦略の見直しを求めるにあたって、見直しに際して計画に盛り込む事項についても、記載のとおり示しております。

- ① 今後の人団減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

これらの事項を踏まえ、大磯町の下水道事業の見直しについて検証を進めております。

まず、①今後の人団減少等を加味した料金収入の的確な反映、です。

有収水量とは、処理場に流れ込む水量のうち、下水道料金の徴収対象となる水量のことを言います。有収水量が多ければ多いほど、使用料の増加が見込ることとなります。

グラフは、令和8年度から令和37年度までの30年間の見込み値ですが、人口は減少の見込みを示している一方、有収水量は、今後の整備面積の増加や、接続率の向上などの影響を受け、しばらく増加の見込みを示しています。しかし、令和33年度を境に継続的な減少に転じる予測となっております。有収水量の減少を加味した経営の見通しが必要となります。

続いて、②減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映です。

これまで構築してきた資産に対する費用として見込まなければならないものに、「減価償却費」がございます。のちほど、議題2の中で詳しく解説いたしますが、減価償却費に係る今後の費用についての試算をしております。

また、将来、下水道の管渠やマンホールポンプの老朽化に対応するための点検費用、修繕費についても「ストックマネジメント計画」をもとに見込みを立てております。

ストックマネジメント計画とは、長期的な視点で、下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けたうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設管理を最適化することを目的とした計画のことです。

将来の施設の老朽化の見込みについて、ストックマネジメント計画を元に、必要となる支出見込みを立てております。本町のストックマネジメント計画は、管渠に関する部分を令和6年度に策定し、マンホールポンプに関する部分を令和8年度に策定する予定です。

次に③物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映です。

下水道の維持管理に係る費用、例えば流域下水道の処理場の運営、維持管理に係る費用などは、委託料、動力費、人件費などから構成されています。それらは、物価上昇や、人件費の上昇の影響を直接受けるものとなり、近年増加している傾向にあります。今後の見通しを立てる上では、日本銀行による「経済・物価情勢の展望」をもとに、年間で2%ずつの物価上昇を見込んで汚水処理費に反映し、試算を行うこととしました。

最後に④です。先ほどの①②③等を反映した上で収支を維持するために必要となる経営改革（料金改革、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討となっております。

前回の審議会の中でも触れましたが、大磯町は相模川流域下水道に加入し、単独処理場を持たずに下水道処理を行っております。町で管理しているのは、ほぼ下水道管のみで、「広域化」については、これ以上の大規模な導入は難しいと考えられます。

そのほかで、「民間活用」がございますが、こちらについても処理場を持っている自治体に比べ、導入の効果が出難い部分があり、検討が進んでおりませんので、今後の検討課題といえると思います。

このような現状を踏まえ、経営改革については「料金改定」に重きを置いて進めていくことになると考えております。

この①～④の状況を盛り込みまして、今回の経営戦略見直しの計画期間の10年間だけでなく、50年間となる令和57年度までの経営の試算を行いました。

試算の条件としてまず設定したのは、現行の使用料のレベルから使用料改定を行わず、また、一般会計からの繰入金を現状と同様の約5億円を継続的に受けた場合、としてシミュレーションを行いました。その結果、現在の使用料水準のまま経営を続けた場合、令和16年で、現金預金残高がマイナスに転じるというものでした。令和16年度で、いわば、経営破綻の状況になるという結果です。

そして、もうひとつ、令和16年度に現金預金が不足する5年前の令和11年度からは、「補てん財源」が不足し、予算を組むことができなくなるという結果でした。

補てん財源とは、官庁会計にはない考え方で、公営企業の収益的収支予算（3条予算）と資本的収支予算（4条予算）のうち、4条予算に関係するものです。4条予算は、建設改良費、企業債の償還が主な支出で、多くの場合、4条予算の支出はその財源である4条予算の収入を上回ることとなります。企業債の元金償還の財源と想定されているのが留保資金、

つまり補てん財源ですが、実際に予算を執行する段階で資金が不足する事がないように、予算の調製に当たり 4 条収支の不足額について、資金的裏付けがあることを説明する必要があり、その裏付けとなる財源を補てん財源といいます。

後ほど、補てん財源については、議題2の中でも少し触れる予定をしております。

試算の中で、令和 11 年度以降は、補てん財源が不足してしまうことにより、4 条予算の支出が収入より超過している部分を賄うことができなくなるという結果がでました。

これらの結果が示しているのは、これまで想定していた見通しより、現在の経営が、非常に厳しい状況に置かれているということです。

この結果を踏まえた上で、今後、収支のバランスを保った経営を継続するには、どの程度の使用料収入が必要であるのか、また、一般会計からの繰入金はどの程度受ける必要があるのか、などの視点から財政シミュレーションを行いました。

こちらに示しておりますのは、良好な経営を継続できる財政シミュレーションです。

一番上の下水道使用料の段を見ていただきますと、年々使用料収入が上がっているのがわかると思います。このような使用料の増収をしますと、一番下の「当期純利益」の部分などは、プラスの数値を維持できる結果となっております。

この財政シミュレーションで算出された使用料収入の金額を実現するためには、継続的な使用料改定が必要となります。グラフのところどころ黄色くお示ししているところが、使用料改定をおこなった際の改定率を示しております。

令和 9 年度に 20% の改定、次に令和 13 年度に 15% 改定、令和 17 年度に 10% 改定、と 4 年に一度のペースでかなりの改定幅での改定を実施して、使用料収入を上げていくと、良好な経営が継続できるということがわかりました。

経営戦略の見直し作業としては、現在、このような財政シミュレーションを行い、経営の現状把握を行いました。そして、今後は、その結果を取りまとめるとともに、中長期的に経営を継続するために必要な使用料水準を示した、使用料改定のロードマップなどの作成を進めていくこととなります。

今後の見直し作業の内容については、3 月の策定までの間、適宜この下水道運営審議会の場において進捗をご報告し、委員の皆様のご意見を伺いながら進めていく予定をしております。

資料の説明は以上です。

議 長

ただいま、事務局から「経営戦略改訂の進捗状況報告について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委 員

現在の預金残高というのは、使用料収入が支出を上回って増えてきてたまっているということか。

事務局

現状の現金預金は、増えてきているということでも、どんどん使ってしまっているということもないが、今後、このままの使用料収入の場合、支出に対して収入が不足していき、現金が目減りしていき、令和 16 年度には現金が底をつくという試算結果がでた。

委 員

現在の現金残高の 7 億 3 千万円の原資は何か。また、増加する要素は、使用料改定以外にないと考えられるか。

事務局

収入は主に、使用料収入、一般会計からの繰入金、国庫補助、起債収入となっている。

現在行ったシミュレーション結果は、現行の使用料から改定を行わなかった場合、また一般会計からの繰入金は5億円を継続的に受ける場合として行ったもので、使用料収入が増えなければ、維持管理費などの増額分に対応することができなくなり、預金残高が減っていくことを示している。基本的には、収入を増やす方法は、使用料の改定を考えている。

委 員

令和9年度からの値上げ20%というのは、料金表の階層を一律に20%値上げした想定か。

事務局

試算結果は、経営状態を良好に保つことができる、理想的な改定をした場合の結果となっている。現状の数値は、単純に一律で同一の改定を行ったもので、改定率や時期などについては、現実的にはどうかということを含めて検討いただくこととなる。

委 員

ストックマネジメント計画について、管渠はすでに策定済みだが、マンホールポンプについては、令和8年度に計画を策定することだった。その場合、現在の支出の見込みよりも上振れすることがあるか。上振れすると必要な収入の見込みを立てるのに影響を及ぼすのではないか。

事務局

現状の試算の中には、マンホールポンプの改築の費用は盛り込むことはできていない。町のマンホールポンプは、ポンプ場のような大掛かりな施設ではないため、改築に際しても、収入計画に大幅な影響が出るような額のものではないと考えている。

委 員

施設の更新は耐用年数を超えた後更新をしていくという考え方か

事務局

例えばマンホールポンプなどは、耐用年数は20年だが、期間が来たら自動的に更新ということではなく、適切な維持管理をしながら長く使っていくというのが基本的な方針である。

ストックマネジメント計画を進めるときには、施設の調査を行い、実際に悪いところがあるということが分かったときには、更新の計画を立てて、設計、工事というような流れになる。使えるものを使っていくための調査をするもの。

町の管渠はすべてが今のところ耐用年数を迎えていないが、マンホールポンプは、電気系統がある設備であることもあり更新が必要になってくるため、来年度ストックマネジメント計画を立てて進めていくこととなる。

委 員

企業債の貸付に関して、昨今利率の上昇が激しいがどのように見込みを立てているか。

事務局

現状の計画の数値は、今後の借入利息は3%で見込んでいる。

委 員

資料の中に、「減価償却率」という言葉が出てきているが、定額法で処理しているのではないか。

事務局

定額法を採用している。資料に記載されている内容は、国が示している経営戦略見直しのポイントを引用したものである。

議 長

その他、何かございますでしょうか。

今後の審議会でも、適宜、改訂の進捗報告があるとのことでしたので、来年3月の改訂完成までの間、状況を共有していただきたいと思います。

それでは、続いて議事（2）「公共下水道使用料の改定について」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします

事務局

それでは、議事（2）「公共下水道使用料の改定について」ご説明させていただきたいと思います。

資料の冒頭 10 ページまでは、前回の振り返りとして資料を添付しております。

詳しいご説明は割愛しますが、今回ご審議いただくにあたり、関係する部分を簡単に振り返りたいと思います。

まず、初めに、前回は下水道の役割からお話をしました。ここで、確認しておきたい部分としましては、大磯町内で出された汚水は、下水道管を通り平塚市にあります、神奈川県の下水道処理施設である、「四之宮水再生センター」まで運ばれ処理されているということです。

大磯町は、神奈川県が整備し、管理している「相模川流域下水道」に加入しておりますので、町独自の汚水処理場は保有しておりません。

そのため、流域下水道の整備、維持管理、運営にかかる費用を、「負担金」という形で関連する市町とともに負担しております。

流域下水道に支払っている負担金は、処理場でかかった経費を、各市町から、処理場に流入した下水の量に応じて計算する方式となっております。

続いて、大磯町の令和6年度末時点の下水道の整備状況についてご説明させていただきます。

このページでは、町の下水道の整備状況について触れました。

先ほど申し上げましたとおり、大磯町は処理場を持っておらず、整備をしているのは、主に下水道管となります。

町では、将来的に下水道管を行き渡らせる予定区域である、「全体計画区域」を 638.7 ヘクタールとしております。右の整備区域図上では、緑色の線で囲まれている部分です。

そして、全体計画区域に対して、下水道工事が完了した面積「整備区域面積」は、右の整備区域図の濃いグレーの部分で、面積は 548.73 ヘクタールとなっており、下水道の計画に着手してから 35 年ほど経過しておりますが、現在も整備を進めている状況です。

続いて、令和6年度末現在の普及状況についてです。

下水道が使えると届け出た区域である「処理区域」の人数が、町の行政区域内の総人口に占める比率を算出したのが、二段目の「人口普及率」といい、89.1%となっております。

また、下水道処理区域内のうち、公共下水道に実際に接続している世帯の割合、いわゆる接続率は、81.5%となっております。

ここからは少し話が変わりまして、下水道事業の経費の考え方というお話をさせていただきます。

大磯町の下水道事業は、平成4年度から「特別会計」として長らく運営しておりましたが、総務省からの要請を受け、令和2年度に公営企業会計方式を適用しました。

公営企業とは、国や地方公共団体が経営する下水道や水道、交通事業、病院事業などの事業体のことで、民間企業と同様の財務諸表を用いて、経営成績や財政状態を示す会計方法を用いているのが特徴です。

官庁会計、町の一般会計や特別会計で行っている会計方式と、公営企業会計の主な違いについて表しております。会計の記録方式が異なり、公営企業会計は民間企業と同様の「発生主義」

「複式簿記」が採用されております。

公営企業会計を導入することの最大のメリットは、経営状況がわからること、資産等の把握に適しており、経営の管理がしやすくなることといわれております。

下水道事業は、下水道管の整備など、毎年数億円をかけて工事を進めてまいりました。

それだけ多額の、いわば資産を保有していることとなりますので、そこが町の他の部門とは異なり、公営企業会計での管理が適しているということなります。

もうひとつ、下水道事業の大きな原則が、「独立採算制の原則」です。下水道事業に関する費用は、下水道の運営によって得た収入で賄い、自立した事業を行う、という考え方です。

具体的には、下水道使用者の方から集めた「下水道使用料」をもって、下水道事業の経費を賄う、という考え方です。この独立採算制の観点から、下水道使用料の水準を検討する指標の一つに挙げられるのが、「経費回収率」です。

経費回収率は、汚水処理費が下水道使用料によりどれだけ賄えているかを表す割合で、大磯町は令和6年度は96.4%となっています。経費回収率は100%であることが望ましいとされており、使用料水準を考えるうえで、第一に目指すべき指標といえます。

ここからは、公営企業会計の用語について、少し解説させていただいた部分です。

公営企業会計方式では、会計を、「収益的収支」「資本的収支」の2つに分けて管理しています。

収益的収支は、通称3条予算と呼ばれ、施設の維持管理や汚水処理に係る経費に関する収入と支出を扱います。一方、資本的収支は、通称4条予算と呼ばれ、施設の建設や改修など、将来の活動のための費用とその財源を扱います。

それぞれの現在の経営の状況は、どのようにになっているか、といいますと、まず、維持管理に関する「収益的収支（3条予算）」は、経費回収率が100%に到達していないことからもわかりますように、下水道使用料で賄うべき汚水処理経費の一部に、一般会計からの繰入金を充当している状況です。

次に、建設などの資産の構築に関する「資本的収支（4条予算）」ですが、下水道管工事などの建設費のほとんどを企業債（借金）で賄っております。また、これまでの工事費用のために借りた企業債の償還金の一部に、一般会計からの繰入金を充当している状況です。

令和6年度の決算値で申し上げますと、3条予算、4条予算合わせて、約5億円の繰入金を受けています。

その約5億円の一般会計からの繰入金について、少しご説明させていただきます。

「繰入金」には2種類ございます。国で毎年定める「繰入基準」という指針があり、その基準を満たしているものが、「基準内繰入」、その基準に基づかない任意のものが「基準外繰入」です。

国で認められている、基準内の繰入金には、雨水の処理に関する費用や、分流式下水道に関する費用があります。

一方で、例えば、経費回収率が100%に達していない部分の汚水処理経費を賄うための繰入金や、これまで汚水管を整備するための工事費用として借りた借金である「企業債」の償還金に充てている繰入金は、「基準外」の繰入となり、いわば赤字を補てんするための繰入金といえます。

まずは、基準外繰入を減らしていくことができるような使用料の水準についてが必要といえます。

10ページは、収益的収支（3条予算）の汚水処理経費に関する部分のみを抜きだしたイメージ図です。使用料収入が約3億2千万円ありますが、一番下の帯の、下水道使用料の右側の白い部分「使用料で賄うべき経費」に該当する部分が、一般会計からの繰入を受けて、いわば赤字の補てんをしている部分となります。この部分を使用料収入で賄うことができるようになりますと、経費回収率が100%に到達するということになります。

ここまで、前回の振り返りをさせていただきました。これを踏まえたうえで、ここからは、まず、「使用料改定の必要性について」を考えてみたいと思います。

先ほど、議事（1）の経営戦略に関するご報告の中で、中長期的な経営の見通しについて、

シミュレーションをした結果をご説明いたしました。

中長期的な経営の見通しとして現れたのは、これまで想定していたものよりも、非常に厳しい結果を示しており、現状の使用料水準のままでは、数年のうちに経営が立ち行かなくなる、というものでした。

その結果からしますと、まず、使用料の改定の有無については、改定が避けられないものである、といえるのではないかと思います。

それと同時に、そのような厳しい結果となる要因として、例えば、これまでの使用料水準の検討は適切だったのか、また、これまでの使用料の単価設定が低すぎたのか、これまで改定検討の際に目標としてきた、「経費回収率が100%」という数値について、今後はどのように考えればよいのか、という疑問があろうかと思います。

まず、これまでの使用料単価が低すぎるものだったのか?という点を見てみたいと思います。

使用料単価とは、1m³あたりの使用料がいくらかを示した数値です。ひとつの目安となるのは、1m³あたり150円という水準です。これは、総務省が、最低限超えるべきと示している使用料単価の水準です。

グラフは、令和5年度末時点での近隣市町の使用料単価を比較したものです。

大磯町は、147.9円で、このグラフの中ですと上から3番目の水準の使用料単価ということがわかります。

現在、統一的にデータを取得できる最新のものが令和5年度末のものですが、この後、令和6年、令和7年と使用料の改定を行い、上昇している自治体がいくつあることがわかっておりますが、いずれにしても、当町はかなり高い水準の単価を設定しているという状況であるといえます。

では、もうひとつの経費回収率の部分についてです。

経費回収率は、汚水処理にかかる費用が、下水道使用料によってどれだけ賄えているか、を表す割合です。これまで、この経費回収率が、令和7年度に100%となることを目標に、改定幅などを検討してまいりました。

直近の改定では、平成31年4月に約9%の改定を行い、現在の使用料設定となっております。そして、令和6年度の経費回収率は、96.4%となり、目標とする100%にかなり近づいているという状況になっていることがわかります。

当町の経費回収率の水準を近隣自治体と比較してみると、グラフのような結果となります。グラフは、最新の公表数値である、令和5年度のものを記載しております。赤い棒が大磯町で、98.14%です。類似団体の平均は84.86%です。

県内の近隣自治体と比べますと、市では100%を超えるところが数多くあります。100%を超えるということは、汚水処理にかかる費用以上に、使用料の収入があるということを表しております。一方、グラフの右の方の町部では、二宮町の99.21%というところもありますが、多くの自治体でまだ100%までは及んでいない状況であることが示されています。

町は、これまで、使用料水準を、経費回収率を100%とすることを目標としてきましたが、この目標設定は、人口規模や未だ整備を続けているという、事業の進捗状況などから鑑みますと、これまで、適切な目標であり、それに向けて改定してきた結果の使用料単価も、決して安すぎるものではなかった、ということがいえると思います。

しかし、現在、中長期的な本町の経営状況の予測を立ててみると、非常に厳しい経営状況が見込まれることがわかりました。これは、これまでの「経費回収率100%」という改定目標は、今後の経営を考える上では、現状には即していない、いわば不十分な目標になってしまふ、といえるのではないかでしょうか。

したがって、今回の使用料改定の検討では、経費回収率以外の側面から、使用料水準を評価し、今後の改定検討を進める必要があると考えております。

では、経費回収率以外の指標について検討するにあたり、まず、議事(1)で触れました、中長期的な経営の見通しの厳しい状況について、改めて見てみたいと思います。

先ほど、このまま現行の使用料で改定を行わなかった場合、現在と同等の年間5億円の一般

会計からの繰入金が継続していたとしても、令和 16 年度から現金が不足する、ということを申し上げました。

グラフは、令和 8 年度から令和 57 年度までの現金預金残高と単年度の現金の増減額の推移を表したものです。赤い折れ線グラフが、単年度の現金の増減額を示しています。1 年間で見た場合、現金支出が上回る年が続き、マイナス方向へ進むグラフになっています。

青い棒が現金預金の残高を示していますが、グラフの初めの数年間は上の方向（プラスの方向）に少しだけ伸びてありますが、令和 16 年度から下の方向（マイナスの方向）に棒がのびており、令和 57 年度までマイナスが増え続ける状況です。

この、令和 16 年度から起きる、「現金が不足する」という状況はどのような状況かといいますと、現在の試算では、令和 8 年度は、会計期間の末日で、約 7 億円の現金がある見込みとしております。しかし、先ほどのグラフの赤い折れ線でも見ましたように、現金収入よりも現金支出が毎年上回る状況が続いているため、期末の現金残高が年々目減りしていくことが起こります。

その結果、令和 16 年度の期末残高では、現金残高が底をついて、マイナスになるという結果がでているということです。いわば、経営破綻の状況といえます。

議事（1）の中で、もう一つ、「補てん財源が不足する」という言葉が出てきたと思います。

令和 11 年度から、補てん財源が不足し、4 条予算が組めなくなるというお話をいたしました。その数字をグラフに表したもののがこちらです。補てん財源の次期繰越額の見込みとあります、翌年度に繰り越すことができる補てん財源の見込み額を表したものです。

令和 8 年度末では、次期に繰り越すことができる補てん財源を、約 3 億 5 千万円見込んでおります。しかし、こちらも年々減少していき、令和 11 年度には 1 億円を切る額しかなくなり、それ以降、マイナスに転じていくことが表されております。

ここで少し、補てん財源とは何かご説明いたします。

先ほど、前回の振り返りの中で、公営企業会計では、予算を二つに分けて捉えているというお話をさせていただきました。下水道の運営、維持管理などに係る経費についての「収益的収支（3 条予算）」と資産の構築、それにまつわる借金の返済などの費用についての「資本的収支（4 条予算）」です。

19 ページに示しておりますのは、収益的収支（3 条予算）です。3 条予算は、汚水処理費と雨水処理費に分かれておりますが、汚水処理費には、例えば、流域下水道の処理場への負担金や、汚水管の維持管理にまつわる費用などが挙げられます。

それらの費用は、上段の帯の収入で賄われ、下段の支出とは額が一致した形で運営されており、上段と下段は一致していることが見て取れると思います。

一方、資本的収支（4 条予算）は、下段の支出に見ていただけますように、下水道管の工事などの経費である管渠建設改良費と、これまでの工事にかかった費用の借金の返済である企業債元金償還金などが予算のほとんどを占めるものです。

その支出を賄う上段の収入と見比べてみると、色のついている部分では賄うことができず、赤枠で囲まれている、白い部分、資本的収支補てん財源の部分を加えることで、収支が合い、予算を組んでいるということがわかると思います。

この 4 条予算の収入に組み込んでいる補てん財源ですが、それが不足してしまう、とはどういうことかといいますと、試算では、令和 8 年度、次期に繰り越すことができる補てん財源が約 3 億 5 千万円ある見込みをしております。

しかし、現行の使用料水準のままですると、3 条予算の支出に対して現金収入で賄える部分が減少していくことにより、結果として、補てん財源で賄わなければならない部分が増加していくことになります。すると、補てん財源の次期の繰越は徐々に減少し、令和 11 年度には、補てん財源の額が不足し、4 条予算の収支を合わせることができるだけの額に満たなくなってしまう、ということが起きます。

これは、倒産状態にはなっていないものの、きわめて厳しい経営状況に陥っているといえる状態です。

それでは、そのような厳しい状況に陥らないため、使用料の改定について検討を進めていく

ことが必要となります、改めて、使用料の改定検討を進めるにあたって、どのようなステップで検討を進めていくことができるか、確認したいと思います。

①目標とする金額、または改定幅を設定する、経営状況から鑑みて、どのような額の収入が必要であるか検討します。

②どのような改定方法とするか検討、では料金表の階層に対してどのような改定率を設定するかの検討です。

③これらを経て、改定案を完成させるとともに、前回、町から受けた諮問に対しての、答申書を作成していくこととなります。

今回の一連の改定審議で使用料を改定する場合、実際に料金改定が開始するのは、令和9年4月を想定しております。

事務局のスケジューリングの案としましては、①の検討については、本日と次回の審議会の中で検討を行い、②については、3月に予定しております審議会及び令和8年4月または5月に予定している審議会で審議をし、③の改定案の完成と答申書の作成については、令和8年6月頃の審議会でまとめるような形を考えております。

では、①目標とする金額または改定幅を設定、のところの検討について、少し具体的にご説明したいと思います。

ここまでのご説明の中で、経費回収率や使用料の単価は、近隣自治体と比較しても、低水準であるわけではないということに触れましたが、それは、イコール汚水処理費はある程度、使用料で賄うことができている、ということを示しています。

その場合、使用料の水準はある程度は適切なものといえるため、本来、収入が不足することはないのではないか、なぜ、このままの経営を続けると収入が不足となってしまうか、という点について、考えてみたいと思います。

24ページは、収益的収支(3条予算)の、汚水処理経費の部分を拡大したイメージ図です。一番上の帯が収入、真ん中の帯が支出です。3条予算の支出のうち、一番左にあるのが、汚水管渠維持管理費と記載されていますが、下水道の維持管理に必要となる支出です。隣の青い部分の流域下水道維持管理負担金は、流域下水道の処理場の維持管理や処理に係る費用などの負担金です。そして黄色の部分の「汚水資本費」が、いわゆる「資本費」と言われる部分で、減価償却費とこれまでの工事などの費用の借金の利子を合算したものです。

こちらは、汚水処理費の、支出の種類の内訳を円グラフで示したものです。

維持管理費が約20%、減価償却費が約67%、支払利息が約13%となっております。資本費は、減価償却費と支払利息からなっており、円グラフのオレンジの部分と、グレーの部分です。この資本費はパーセンテージにしますと、約80%にまでのぼり、汚水処理費のほとんどを占めていることがわかります。

ここで、減価償却費とは何か、少し補足説明をいたしますと、公営企業会計に移行してから計上する必要が出てきた費用で、これまでの資産の取得にかかった費用を、その耐用年数にわたりて分割して費用計上する会計上の手続きです。

例えば、下水道管ですと、耐用年数は50年と規定されています。そのため、その年度の下水道管工事に係った費用を耐用年数の50年間で割り、その後、50年間にわたりて、1年分ずつ、毎年計上するという計算方法です。

これは、公営企業会計に移行する前に構築した資産にも適用されますので、これまで下水道事業で取得した資産について、耐用年数に割って、毎年振り分け、それを積み上げたものが、今年度の減価償却費になる、ということです。

ただし、この費用は、減価償却費としてどこかに支払いをするわけではなく、現金支出を伴いません。その資金は、4条予算の補てん財源に充てたり、今後、耐用年数を過ぎ、施設を更新する際などに必要となる経費に充当するため、計上しなければならない支出です。

資本費は、この減価償却費と企業債の利子からなっておりますので、ともに、今年度の事業として必要になる経費ではなく、これまでの整備に要した費用から算出されるもので、保有している資産に対して発生する費用です。そのため、今後数十年間、大幅な増額、また減額も見込まれず、一定程度のレベルで数十年間必要となる費用であり、その費用を賄い続けるだけの

収入が継続的に必要になります。

一方、円グラフの青の部分、維持管理費についてです。維持管理費は、実際の維持管理に係る費用であり、時勢の影響を受け変動するものです。維持管理費の例では、処理にかかる電気代などの動力費、修繕などの資材費、処理場や委託にかかる人件費などです。

昨今の物価高騰や、労務単価の上昇などの影響を受け、すでに上昇傾向にありますが、今後もその時々の状況に応じて変動するものとなり、現在のように高騰している時期では、それに合わせた収入の増加がなければ、必要経費を賄うことが難しい、という状況が発生します。

それでは、この資本費を賄うための財源は何か、ということを見てみましょう。

円グラフの外側の青い部分が資本費の全体を表しています。内側の3色で分けてある部分が、その財源を表しています。オレンジの部分が使用料です。緑の部分は一般会計からの繰入金ですが、この繰入金は、国の繰出し基準の中で、一般会計が負担することが認められている基準内の繰入金です。そして、黄色の部分が、長期前受金戻入です。

長期前受金戻入について、少しご説明します。こちらも、公営企業会計に移行してから始まった処理です。ページの下にもありますが、下水道管などの資産を取得する、つまり工事を行う際に、国などから受け取った補助金などを、資産の耐用年数に応じて分割して、収益として計上するものです。工事に要した支出である減価償却費に対応させるために行われるもので、長期前受金戻入も、現金の収入を伴わない帳簿上の収益です。

資本費の青の円グラフのうち、黄色の長期前受金戻入は、そのまま帳簿上で相殺されますので、現金を充てる必要があるのは、使用料と一般会計からの繰入金の部分であるということになります。

具体的な金額で見てみると、資本費のうちの長期前受金戻入を帳簿上で相殺したあとの金額が、約4億5千万円。その支出を賄っているのが、約1億3千万円の使用料と、約3億2千万円の一般会計からの繰入金、ということになります。

冒頭にグラフでみていただきましたように、下水道使用料の水準が近隣市町と比較して高いにも関わらず、現金が不足してしまう要因は、この資本費の高さにあるのではないかと考えられます。

資本費は、整備面積が広く、大規模な下水道事業を行っている市などが金額としては高くなりますので、単純に比較することが難しいものです。

また、公開されているデータで、資本費にかかっている相対的な高さを示すようなものがないため、推計という形ではありますが、これまで各市町が管渠費としてかけてきた費用の積み上げ額と、各市町の下水道の整備面積を割り返して、1haあたりの管渠費を計算することで、大まかな資本費のヘクタールあたりの単価がつかめると考えました。

グラフの赤い棒が大磯町のhaあたりの管渠費です。葉山町、真鶴町以外は、当町より低いということになります。こちらは参考数値となります。本町の資本費の水準が高いものであるといえると思います。

また、本町は、事業規模も小さく、未だ整備が完了していないという点や、接続率についても未だ向上の余地が大きいということを考えますと、収入に対して、資本費の与えている影響が、他の自治体に比べ大きいということが考えられます。

その場合、使用料の水準を高くしなければ、その資本費を賄うことができないため、経費回収率や、使用料単価は低いわけではないにも関わらず、収入不足が起きるという状況になると思われます。

資本費は、過去に構築した資産に関してかかる継続的な費用で、今後もしばらくの間、同水準で推移していくことが見込まれます。一方で、維持管理費は、物価の高騰等で上昇していくという状況があります。その中で、どの程度、使用料によって賄うこととするか、どの水準の使用料を設定するか、ということを検討していく必要があります。

使用料収入で賄いきることができない部分については、一般会計からの繰入金を増額しないかぎり、近い将来経営を存続することができません。

現状約5億円という規模の繰入金を受けて、運営している状況ですが、一般会計からの繰入金は、将来的にも金額が担保されているものではありません。一般会計も毎年度、毎年度、財

政状況は変化します。また、決して余裕がある状況ではありません。

将来、下水道事業が不足する見込みの現金について、すべて繰入金で穴埋めすることを前提にしていくことは、経営の展望としては不安定なものといえますし、繰入金に過度に依存せず、経営が継続できる使用料水準を保つ経営努力が必要であると考えられます。

では、今後、使用料水準の検討を進めるにあたり、どのような視点で、どのような要素を考慮して考えていくことが必要か、ということを見ていきたいと思います。

まずは、先ほどご説明しました、一般会計からの繰入金です。繰入金の予算額を決める際には、年度ごとに変化する町の財政状況と下水道事業の経営状況を擦り合わせて検討することになります。

現状、下水道事業に対して、将来的な金額の約束をするようなことは不可能です。しかし、使用料水準を考える際に、繰入金を0円に仮定した形で検討を進めることは現実的ではありませんので、一定の繰入金額を仮定したうえで、使用料を検討する手法が必要であると考えております。設定の一例としては、現在の繰入金の水準である、約5億円などを設定する方法ができるのではないかと思います。

次にあげられる要素は、補てん財源の次期繰越額です。

補てん財源の次期繰越額は、次年度以降の資本的収支（4条予算）の補てん財源として、留保される資金です。留保された資金は、翌年度に、財源の不足が見込まれる、企業債の元金償還金に充てられることが想定されます。この留保する資金の額に対して、国が示す指針等はなく、各事業体の判断に任せられている現状ですが、目安として用いられることが多いのが、「使用料収入の1年分相当の額」です。本町の場合だと、約3億～3億2千万円程度にあたると考えられます。

次に、考えられる要素としては、期末における現金預金残高の水準です。

経営継続のために、当然ではありますが、期末（3月31日）において、現金残高が赤字にならない状態を保つ必要があります。また、経営継続のためという点では、赤字にならないだけでなく、預金残高の水準をどの程度とするか、という視点があると思われます。

現状の使用料水準だと、収入に対して、支出が過多となる傾向が続きますので、収入の足りない部分を、預金残高を取り崩していくのか、または取り崩さないレベルの使用料収入を得るか、などを検討する必要があると思われます。

ここまで、数値的に表れる検討の要素をご説明しましたが、もうひとつ考えなければならぬものとして、「使用者に過度の負担を強いない水準」であるか、という視点もあろうかと思います。

下水道事業は、自治体によって置かれている経営状況が全く異なるため、単純に使用料の単価のみに注目して、適正な使用料設定であるかどうかを判断することはできません。

大前提として、近隣市町との比較からは切り離した検討が必要となります、「使用者感情」の部分では、やはり近隣との比較は必ずなされるものであり、町民の皆さんの理解を得るうえで、軽視できないものであるともいえます。

そのため、本町の経営状況を捉えた検討を十分行った上で、近隣と比べ、過度の負担を強い結果となっていないか、という視点も併せて持つ必要があると思われます。

最後に、使用料の算定期間の設定です。現在進めている改定検討は、令和8年度初めにまとめることを目標としており、それが実際に使用料の改定に結び付くのは、令和9年4月となります。

今回、令和9年4月の改定案を検討する上で、その後、どの程度先までの経営状況を考慮して検討するか、ということも一つの検討材料であると考えられます。

図をご覧いただきますと、今回の検討結果が実際の使用料として反映されるのが、令和9年4月であり、その次の1年間で、決算値として検証する機会を設けます。そして、その後、今年度と同様に数回の審議会を経まして、次に使用料改定として反映させることができるのは、令和13年4月であると考えられます。

つまり、今回の一連の使用料改定検討を行った結果の料金設定が、令和12年度までは継続していくこととなるということです。算定期間の一例として挙げておりますのは、経営戦略な

どを元に、今後10年、20年というスパンで経営が成り立つ数字は意識しておきつつ、まずは、令和13年度の使用料改定の機会までの間、どのような経営目標とするか、ということを考えて令和9年度の使用料の設定を検討するというモデルをお示ししております。

ここまで、使用料改定の検討について、資料のご説明をしてまいりましたが、まとめますと、一点目、現行の使用料収入では、経営状況を見通した際に、将来的に非常に厳しい経営となることが明らかになりました。

二点目、これまで使用料の改定目標の指針としてきた、経費回収率100%という水準は、今後の経営のことを考えた際には、必ずしも十分な水準ではない可能性が高いということです。

三点目、では、今後、どのような視点をもって、使用料について検討するのか、ということを考えたとき挙げられるものとしては、一般会計からの繰入金と使用料のバランスをどのように考えるか、ですか、補てん財源の次年度繰越額をどの程度に設定するか、現金預金の残高をどの程度確保することを目標にするか、そして、これらの検討を、どのくらい先までの展望をもって検証するか、また、検討結果として出た水準が、使用者にとってあまりにも過度な負担を強いるものとなっていないか、などがあるのではないか、ということをご説明いたしました。

資料の説明は以上です。

議長

ただいま、事務局から「公共下水道使用料の改定について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委員

資本費が支出に占める割合が高く、減価償却期間は50年間と長く続く、また、今後も下水道整備をするとさらに減価償却費が増えていくことになるが、大磯町の整備計画はこのまま変わらず進めていくのか。

事務局

全国的にも、地方を中心に下水道の全体計画を見直し、計画を縮小することで経営を安定させようという動きが出てきている。大磯町の整備計画は、現在のような大規模な整備は令和8年度までを予定している。その後は、未整備となっている私道の部分の整備に着手していくこととなる。私道の整備については、実際に宅地となっている箇所への整備となるため、使用料収入につながりやすいと考えられる。町としては、現行の計画を継続していきたいと考えている。

減価償却費を減らすというのは実際難しいことである。減価償却費は、構築した資産を、構築した時期の使用者にだけ負担を求めるのではなく、使用する期間均等に分配し、世代間の平等性を図るという意味合いも持っているものであり、必要な考え方といえる。

委員

維持管理にかかった工事費は、既存の減価償却費に上乗せしていく計算方法になるのか。

事務局

減価償却の対象になるのは、固定資産に登録した際に計上するもの。それを維持するために生じた費用は、減価償却費には影響はない。しかし、耐用年数を延ばしたり、機能を上げるような工事があった際には、償却期間を延ばすなどをして、再計算するようなことが起きる。

通常の維持管理の範囲の修繕費等は、減価償却費ではなく、収益的収支（3条予算）の支出として計上することとなる。

委員

5億円の繰入金のうち、基準内・基準外の繰入れの状況はどのようにになっているか。

事務局

使用料で賄うべき汚水処理費に対する繰入金について、約1,200万円程度が3条予算の中の基準外繰入となっており、4条の繰入金のうち起債の元金償還金の一部に充てている出資金 約1,800万円についても基準外の繰入金になる。

委 員

基準外繰入については、今後どのようにしていくことを考えているか。

事務局

本来、使用料で賄うべきものを補てんしているという意味合いの繰入金であるため、基準外繰入については、極力減らしていく努力が必要なものといえる。一般会計からもそのような指摘を受けている。しかし、簡単なくすことができるような金額ではないため、毎年度、経営に必要な最低限の基準外繰入を含む金額を算出した上で、一般会計から繰り入れているという状況である。

委 員

試算の5億円というのは、基準内・基準外を含めた目安ということでよいか。

事務局

その通りです。今後も、実際にどの程度の予算の分配を受けることができるかは全くわからないため、現状とほぼ同等の額を目安としている。

委 員

繰入金は、近年の増減はどのようにになっているか。

事務局

減少傾向であるといえる。

委 員

直近の使用料改定の平成31年度は、繰入金額の検討を含め、どのような経過があったか、わかれれば知りたい。

事務局

平成31年当時は、まだ公営企業会計適用前で、現在のような試算を行っていない時期であったため、基本的には経費回収率を100%する、つまり使用料で賄うべき汚水処理費は自力で賄うことができることを目指す、ということを目標に使用料改定検討をしていた。

繰入金については、その改定によって上昇する使用料収入を鑑みながら、経営が成り立つ金額を算出するという方法で決定してきた。

委 員

今回、中長期的な見通しで出された50年間の試算結果が非常に参考になるなと思った。前回の使用料改定検討で使用料改定を見送るとした時とは、社会的な情勢も大きく変わっていると思う。50年間、経営を維持するという目標に向けて、令和9年度からしっかり使用料収入を上昇させていくことが大事だということがよく分かった。

工事費の見通しについて、物価上昇率に合わせ2%の上昇を見込んでいるということでよいか。

事務局

今回の試算では、今年発行された日本銀行の「経済・物価情勢の展望」の中で示されている数値を採用しており、工事費についても2%の上昇を見込んでいる。

委 員

現在、工事費などはかなりの高騰が進んでおり、6%程度の上昇幅を見込む必要があるケースもあると聞く。今回のシミュレーションでは、物価上昇率2%で、令和9年度は使用料を20%改定、令和13年度は15%改定する必要があるという結果がでているが、物価上昇率が2%でよいかなど、令和13年度の改定幅を考える際にはその時の実情に合わせて、適切な使用料の上昇幅を検討いただきたいと思う。

事務局

近隣と工事費の比較をした際に、単純に比較することが難しいが、大磯町は地形的に横長であることや、平塚市の処理場に汚水を運ぶ必要があることから、管路延長が長くなり、勾配を付けるために深く管を敷設する必要などが出てくるため、工事費が高くなりやすいということがあると思う。

委 員

下水道使用料について、今後大幅な改定を続けていくことが必要であるという見通しだがこれまでの数十年間と比べて、今後の数十年間は高くなるのではないか、という印象を受けるが、社会情勢などを鑑みてどのように捉えればよいか。

委 員

下水道のような施設の場合、人口と兼ね合いで人口が少ないところの方が割高になる可能性はある。使用料が急に高くなるというよりも、これまで構築してきた資産の経費をみんなで出し合うというイメージではないか。

事務局

全国の大磯町と類似する団体と、近隣の市の使用料単価を比較してみても、やはり、人口規模が当町と似通っている自治体の方が高い傾向にあり、人口の状況によって割高になっているということは言えると思う。

一方、これまで使用料単価が安かった自治体においても、ここ数年で改定の動きが活発になってきている。自治体によって経営の課題はそれぞれだが、社会情勢の変化や、改築費用に備える必要性など、これまでとは異なる視点での改定検討を行い、大幅な使用料改定を表明している自治体もある。

議 長

他にはよろしいでしょうか。

今後、様々なシミュレーションデータを見ながら、いずれにしても、丁寧な議論が必要となると思います。

それでは、次回の検討では、皆様からいただいたご意見を元に、一般会計からの繰入金との兼ね合い、補てん財源や現金預金の今後の見通しなどを、15年から20年のスパンで見通せるような形で、使用料の改定率をいくつか設定したシミュレーションについて、示していただきたいと思います。

そのうえで、今後の使用料収入の目標額を定めていくような審議内容を予定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局

次回、審議会の日程についてご調整させていただきたいと思います。

本日、皆様からご提出いただきました日程調整表をもとに、より多くの皆様にご参加いただ

ける日程を検討しましたところ、次回は、2月6日（金）午前10時から行う予定とさせていただきたいと思います。正式な開催通知につきましては、追ってお送りいたします。よろしくお願ひいたします。

議長

その他、何かございますか。

特ないようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。これで議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

大田会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして「第71回大磯町下水道運営審議会」を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。